

# 令和4年度小樽市予算書

# 目

一 般 会 計 . . . . .	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業 . . . . .	7
水 産 物 卸 売 市 場 事 業 . . . . .	9
国 民 健 康 保 險 事 業 . . . . .	11
住 宅 事 業 . . . . .	13
介 護 保 險 事 業 . . . . .	15
後 期 高 齡 者 医 療 事 業 . . . . .	17

# 次

企 業 会 計	
病 院 事 業 . . . . .	19
水 道 事 業 . . . . .	23
下 水 道 事 業 . . . . .	27
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業 . . . . .	31
簡 易 水 道 事 業 . . . . .	33

## 令和4年度 小樽市 一般会計 予算

令和4年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,151,959千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

### (市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円
	1 市 民 税	13,815,300
	2 固 定 資 産 税	5,124,000
	3 軽 自 動 車 税	6,519,300
	4 た ば こ 税	219,300
	5 特 別 土 地 保 有 税	841,200
	6 入 湯 税	1,000
7 都 市 計 画 税	26,800	
		1,083,700
2 地 方 譲 与 税	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	327,001
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	75,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	218,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	1
	5 特 別 と ん 譲 与 税	20,000
		14,000
3 利 子 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金	5,000
		5,000
4 配 当 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金	23,000
		23,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	37,000
		37,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1 法 人 事 業 税 交 付 金	237,000
		237,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,986,000
		2,986,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	34,000
		34,000
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
		1
10 環 境 性 能 割 交 付 金	1 環 境 性 能 割 交 付 金	32,000
		32,000
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	390
		390
12 地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金	54,400
		54,400

款	項	金額
13 地 方 交 付 税		千円
	1 地 方 交 付 税	15,355,000
		15,355,000
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,000
		14,000
15 分 担 金 及 び 負 担 金		179,627
	1 負 担 金	179,627
16 使 用 料 及 び 手 数 料		911,177
	1 使 用 料	543,759
	2 手 数 料	367,418
17 国 庫 支 出 金		12,542,533
	1 国 庫 負 担 助 託 金	10,143,006
	2 国 庫 補 委 託 金	2,370,887
	3 国 庫 補 委 託 金	28,640
18 道 支 出 金		3,684,097
	1 道 道 負 担 助 託 金	3,036,914
	2 道 道 補 委 託 金	413,040
	3 道 道 補 委 託 金	234,143
19 財 産 収 入		87,585
	1 財 産 運 用 収 入	64,717
	2 財 産 運 用 収 入	22,868
20 寄 附 金	1 寄 附 金	650,000
		650,000
21 繰 入 金	1 基 金 繰 入 金	1,090,734
		1,090,734
22 繰 越 金	1 繰 越 金	1
		1
23 諸 収 入		2,015,913
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	18,000
	2 預 金 利 子	9
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,585,903
	4 雑 収 入	412,001
24 市 債		4,070,200
	1 市 債	4,070,200
		4,070,200
歳 入 合 計		58,151,959

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	千円 257,389 257,389
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙調査費 5 監査員費	2,601,022 2,254,490 109,511 87,241 141,398 4,477 3,905
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 国民生活年金費 4 国民生活施設費	25,474,886 12,671,783 5,502,616 7,034,212 4,021 262,254
4 衛生費	1 保健衛生費 2 保健所費 3 清掃費	5,064,603 2,114,525 1,080,272 1,869,806
5 労働費	1 労働諸費	72,889 72,889
6 農林水産業費	1 農林業費 2 水産業費	139,752 126,752 13,000
7 商工費	1 商工費	2,515,970 2,515,970
8 土木費	1 土木総務費 2 道路橋りょう費 3 河川計画費 4 都市画費 5 住宅費 6 港湾費	5,630,871 5,716 2,841,520 36,434 1,124,163 41,248 1,581,790

款	項	金額
9 消費費	1 消費費	千円 379,399 379,399
10 教育費	1 教育総務費 2 小中学校校費 3 中学校給食費 4 学社校会食育費 5 学社校会食育費 6 学社校会食育費	2,734,411 108,466 1,167,996 436,532 400,767 483,487 137,163
11 公債費	1 公債費	4,650,882 4,650,882
12 諸支出金	1 特別会計償還金 2 財政調整基金 3 減債基金 4 基債還金	288,398 265,239 749 127 22,283
13 職員給与費	1 職員給与費	8,311,487 8,311,487
14 予備費	1 予備費	30,000 30,000
歳出	合計	58,151,959

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
情報化推進事業費 (officeライセンス)	令和5年度から 令和9年度まで	230,461
情報化推進事業費 (番号利用事務シンククライアント)	令和5年度から 令和9年度まで	161,615
情報化推進事業費 (シンククライアント端末)	令和5年度から 令和9年度まで	55,440
情報化推進事業費 (officeライセンス閉域接続サービス)	令和5年度から 令和9年度まで	27,770
情報化推進事業費 (仮想インターネット環境)	令和5年度から 令和9年度まで	85,727
行政情報システム整備事業費 (基幹系業務システム)	令和5年度から 令和7年度まで	434,322
行政情報システム整備事業費 (オープン用中速プリンター)	令和5年度から 令和6年度まで	2,417
バリアフリー等住宅改造資金負担金	令和5年度から 令和19年度まで	851
学校給食センター運営費 (調理等業務委託料)	令和5年度から 令和7年度まで	371,803

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
庁舎等施設整備事業費	70,500	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
防災対策事業費	2,000			
新幹線整備事業費	24,900			2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。
鉄道駅整備事業費	1,800			
過疎地域持続的発展特別事業費	200,800			3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。
町内会館等建設助成事業費	1,800			
社会福祉施設等整備事業費	9,000			4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
民間保育施設等整備支援事業費	138,500			
民生施設整備事業費	93,900			
環境衛生施設整備事業費	3,300			
火葬場整備事業費	54,900			
出 資 金 債	39,500			
廃棄物処理施設整備事業費	127,500			
事業内職業訓練センター施設整備事業費	13,500			
駐車場施設整備事業費	388,300			
道路新設改良事業費	523,400			
建設機械整備事業費	181,200			
都市計画事業費	17,700			
港湾事業費	780,100			
消防施設整備事業費	115,200			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
義務教育施設整備事業費	613,100			
社会教育施設整備事業費	102,300			
臨時財政対策債	567,000			





令和4年度 小樽市港湾整備事業特別会計予算

令和4年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ435,164千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 337,864 337,864
2 財産収入	1 財産運用収入	2,700 2,700
3 繰入金	1 一般会計繰入金	7,707 7,707
4 諸収入	1 雑収入	9,293 9,293
5 市債	1 市債	77,600 77,600
歳入合計		435,164

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	千円 200,057 200,057
2 公債費	1 公債費	235,007 235,007
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		435,164

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上屋整備事業費	千円 33,300	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、40年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
ふ頭用地整備事業費	3,400			
資本費平準化債	40,900			2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。
				3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。
				4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

令和4年度 小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

令和4年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,417千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 17,325 17,325
2 繰入金	1 一般会計繰入金	7,302 7,302
3 諸収入	1 雑収入	12,790 12,790
歳 入 合 計		37,417

歳 出

款	項	金 額
1 管理費	1 管理費	千円 36,654 36,654
2 公債費	1 公債費	713 713
3 予備費	1 予備費	50 50
歳 出 合 計		37,417



令和4年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,707,886千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		千円 1,675,557
	1 国民健康保険料	1,675,557
2 道支出金		10,763,733
	1 道補助金	10,763,733
3 財産収入		108
	1 財産運用収入	108
4 繰入金		1,263,488
	1 一般会計繰入金	1,120,090
	2 基金繰入金	143,398
5 諸収入		5,000
	1 延滞金、加算金及び過料	500
	2 雑収入	4,500
歳入合計		13,707,886

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 382,690
	1 総務管理費	382,690
2 保険給付費		10,566,545
	1 療養諸費	10,535,713
	2 出産育児等諸費	30,832
3 国民健康保険事業費納		2,723,325
	1 国民健康保険事業費納	2,723,325
4 共同事業拠出金		5
	1 共同事業拠出金	5
5 基金積立金		108
	1 基金積立金	108
6 諸支出金		34,213
	1 償還金及び還付加算金	7,500
	2 返還金	26,713
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		13,707,886

令和4年度 小樽市住宅事業特別会計予算

令和4年度小樽市の住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ799,420千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債

の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使用料	522,765 522,765
2 国庫支出金	1 国庫補助金	113,130 113,130
	3 財産収入	16 16
4 繰入金	1 基金繰入金	24,993 3,577
	2 一般会計繰入金	21,416
5 諸収入	1 住宅敷金収入	2,716 2,188
	2 雑収入	528
6 市債	1 市債	135,800 135,800
	歳入合計	799,420

歳出

款	項	金額
1 住宅事業費		千円
	1 住宅管理費	518,731 515,248
	2 住宅建築費	3,483
2 公債費	1 公債費	280,589 280,589
	3 予備費	100 100
歳出合計		799,420

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅整備事業費	千円 135,800	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあつた場合は、当該見直し後の利率とする。</p>



令和4年度 小樽市介護保険事業特別会計予算

令和4年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,473,363千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 險 料		千円 2,658,742
	1 介 護 保 險 料	2,658,742
2 国 庫 支 出 金		3,940,161
	1 国 庫 負 担 金	2,650,992
	2 国 庫 補 助 金	1,289,169
3 支 払 基 金 交 付 金		4,038,740
	1 支 払 基 金 交 付 金	4,038,740
4 道 支 出 金		2,144,931
	1 道 負 担 金	2,038,778
	2 道 補 助 金	106,153
5 財 産 収 入		455
	1 財 産 運 用 収 入	455
6 繰 入 金		2,690,134
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,482,229
	2 基 金 繰 入 金	207,905
7 諸 収 入		200
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 雑 入	100
歳 入 合 計		15,473,363

歳出

款	項	金額
1 総 務 費		千円 296,527
	1 総 務 管 理 費	158,887
	2 徴 収 費	14,243
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	122,923
	4 趣 旨 普 及 費	474
2 保 險 給 付 費		14,433,605
	1 介 護 サービス等諸費	13,799,898
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	192,056
	3 高 額 介 護 サービス等費	423,679
	4 市 町 村 特 別 給 付 費	3,541
5 そ の 他 諸 費	14,431	
3 地 域 支 援 事 業 費		736,676
	1 包 括 的 支 援 事 業 費	208,441
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	500,150
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	26,038
4 そ の 他 諸 費	2,047	
4 基 金 積 立 金		455
	1 基 金 積 立 金	455
5 諸 支 出 金		5,100
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,100
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		15,473,363

令和4年度 小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和4年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,302,015千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料	1,544,339
2 繰入金	1 一般会計繰入金	688,736
3 諸収入	1 受託事業収入 2 償還金及び還付加算金 3 延滞金、加算金及び過料 4 雑入	68,940 52,605 2,000 10 14,325
歳入	合計	2,302,015

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費	1 総務管理費 2 徴収費	120,234 112,909 7,325
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,179,281
3 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	2,000
4 予備費	1 予備費	500
歳出	合計	2,302,015



令和4年度 小樽市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	388床
(2) 年間入院患者数	124,100人
(3) 年間外来患者数	213,840人
(4) 一日平均入院患者数	340人
(5) 一日平均外来患者数	880人
(6) 主な建設改良事業の概要	

イ 医療機器等購入費 801,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	11,805,394千円
第1項 医業収益	11,012,513千円
第2項 医業外収益	689,107千円

第3項 附帯事業収益 103,574千円

第4項 特別利益 200千円

支 出

第1款 病院事業費用 12,769,702千円

第1項 医業費用 12,273,236千円

第2項 医業外費用 368,779千円

第3項 附帯事業費用 122,018千円

第4項 特別損失 5,669千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額301,334千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,584千円並びに過年度分損益勘定留保資金194,135千円で補填し、一時借入金105,615千円で措置するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 1,248,319千円

第1項 企業債 760,000千円

第2項 他会計出資金 446,518千円

第3項 他会計補助金 41,800千円

第4項 基金収入 1千円

支出

第1款 資本的支出 1,549,653千円

第1項 建設改良費 801,800千円

第2項 企業債償還金 726,252千円

第3項 長期貸付金 21,600千円

第4項 積立金 1千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器等整備事業費	千円 760,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和5年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。  2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用(給与費)及び附帯事業費用(給与費)の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。
- (2) 医業費用(材料費及び経費)の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。
- (3) 医業外費用(消費税及び地方消費税)の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 6,378,867千円
- (2) 交際費 500千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける

金額は、252,872千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,331,735千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
備 品	医療情報システム（電子カルテシステム等）	一式
	電話交換機	一式





令和4年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| (1) 給水世帯数        | 61,000 世帯              |
| (2) 年間総給水量       | 14,000 千m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均給水量      | 38,356 m <sup>3</sup>  |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 |                        |

イ 配水管整備事業

事業費 334,253 千円

事業概要 市内一円配水管整備

ロ 改良事業

事業費 877,042 千円

事業概要 真栄配水池外4箇所機械設備工事 ほか

ハ 導・送水管整備事業

事業費 169,794 千円

事業概要 豊倉送水管布設工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,798,095 千円
第1項 営業収益	2,550,960 千円
第2項 営業外収益	247,035 千円
第3項 特別利益	100 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,628,269 千円
第1項 営業費用	2,399,571 千円
第2項 営業外費用	217,598 千円
第3項 特別損失	1,100 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,250,557千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額120,939千円、減債積立金305,065千円、過年度分損益勘定留保資金824,553千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	1,347,331 千円
第1項 企 業 債	1,125,800 千円
第2項 交 付 金	36,100 千円
第3項 他 会 計 出 資 金	15,375 千円
第4項 他 会 計 補 助 金	356 千円
第5項 工 事 負 担 金	169,600 千円
第6項 固 定 資 産 売 却 代	100 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	2,597,888 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,459,654 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,138,234 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
豊倉浄水場建築改修事業費	令和5年度	千円 100,000
低区配水池築造事業費	令和5年度 ～令和7年度	870,000
豊倉送水管布設事業費	令和5年度	280,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業費	千円 1,125,800	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和5年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。  2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 569,499 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、37,120 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、42,451 千円と定める。



令和4年度 小樽市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水戸数 58,000 戸
- (2) 年間総排水量 18,100 千m<sup>3</sup>
- (3) 一日平均排水量 49,589 m<sup>3</sup>
- (4) 主要な建設改良事業の概要

イ 築造工事費

事業費 1,773,579 千円

事業概要 污水管整備  
中央処理区污水管改築工事 ほか

ポンプ場設備の更新  
船浜污水中継ポンプ場  
電気設備(受変電設備)工事 ほか

処理場設備の更新等  
中央下水終末処理場汚泥処理棟  
機械設備(重力濃縮設備)工事 ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、

支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため、下水道事業債(特別措置分)6,900千円を借り入れる。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,570,704 千円
第1項 営業収益		2,037,308 千円
第2項 営業外収益		1,533,215 千円
第3項 特別利益		181 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		3,467,005 千円
第1項 営業費用		3,346,734 千円
第2項 営業外費用		114,171 千円
第3項 特別損失		1,100 千円
第4項 予備費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,133,136千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額155,613千円、減債積立金76,038千円、過年度分損益勘定留保資金318,834千円、当年度分損益勘定留保資金582,651千円で補填するものとする。)

収入	
第1款 資本的収入	2,332,048 千円
第1項 企業債	950,600 千円
第2項 交付金	650,900 千円
第3項 他会計出資金	296,875 千円
第4項 他会計負担金	118 千円
第5項 受益者負担金	141 千円
第6項 工事負担金	189,700 千円
第7項 貸付金償還金	243,614 千円
第8項 固定資産売却代	100 千円

支出	
第1款 資本的支出	3,465,184 千円
第1項 建設改良費	1,778,055 千円
第2項 企業債償還金	1,681,679 千円
第3項 貸付金	5,450 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 888,500	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 令和5年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。  2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
下水道事業債 (特別措置分)	69,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 227,431 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、616,066 千円である。





令和4年度 小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度産業廃棄物等処分事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	36,500 t
イ がれき類等	9,100 t
ロ 廃プラスチック類等	5,200 t
ハ 土 砂	22,200 t
(2) 一日平均埋立処分量	142 t
イ がれき類等	36 t
ロ 廃プラスチック類等	20 t
ハ 土 砂	86 t

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 産業廃棄物等処分事業収益	147,895 千円

第1項 営業収益 146,498 千円

第2項 営業外収益 1,397 千円

支 出

第1款 産業廃棄物等処分事業費用 147,692 千円

第1項 営業費用 142,638 千円

第2項 営業外費用 4,054 千円

第3項 予備費 1,000 千円

(資本的収入)

第4条 資本的収入の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入 20,000 千円

第1項 貸付金償還金 20,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

28,494 千円

令和4年度 小樽市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	60 社
(2) 年間総給水量	269 千m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	738 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 簡易水道事業収益	132,883 千円
第1項 営業収益	69,049 千円
第2項 営業外収益	63,834 千円
支 出	
第1款 簡易水道事業費用	140,262 千円
第1項 営業費用	133,978 千円
第2項 営業外費用	5,184 千円

第3項 特別損失 100 千円

第4項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 30,604 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 69 千円及び当年度分損益勘定留保資金 30,535 千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	97,931 千円
第1項 道補助金	48,448 千円
第2項 他会計出資金	25,258 千円
第3項 他会計補助金	24,225 千円
支 出	
第1款 資本的支出	128,535 千円
第1項 建設改良費	769 千円
第2項 企業債償還金	55,093 千円
第3項 出資金	72,673 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,232 千円

(他会計からの補助金)

第8条 簡易水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、86,782 千円である。